

富士製紙協同組合焼却施設4号機設置事業
(焼却施設の変更の事業)に係る
環境影響評価
事後調査計画書

平成28年7月

富士製紙協同組合

目 次

第1章 事業計画の概要

1. 1 事業者の氏名及び住所	1- 1
1. 2 対象事業の名称	1- 1
1. 3 対象事業の目的及び内容	1- 1
1. 対象事業の目的	1- 1
2. 対象事業の内容	1- 1
1. 4 環境影響評価手続きの経緯	1- 7
1. 5 工事計画	1- 7

第2章 事後調査計画等

2. 1 事後調査計画	2- 1
2. 2 事後調査計画等の内容	2- 6
1. 工事の実施	2- 6
2. 環境監視計画	2- 7
3. 土地又は工作物の存在及び供用	2- 8
2. 3 事後調査結果の検討方法	2- 20
1. 検討方法	2- 20
2. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかとなった場合における対応	2- 20
2. 4 事後調査報告書の提出時期等	2- 20
2. 5 事業者以外のものが把握する環境の状況に関する情報と その要請方法及び内容	2- 20
2. 6 事後調査の実施者	2- 20
1. 大気質・騒音・振動・臭い	2- 20
2. 動植物	2- 20

第 1 章 事業計画の概要

第1章 事業計画の概要

1. 1 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：富士製紙協同組合

代表理事 山 田 信 英

住 所：静岡県富士市桑崎 512 番地

1. 2 対象事業の名称

富士製紙協同組合焼却施設 4 号機設置事業

1. 3 対象事業の目的及び内容

1. 対象事業の目的

本事業は、設備の老朽化への対応と岳南第一製紙協同組合等との合併に伴う汚泥(ペーパースラッジ)の処理量増加に対応するため、汚泥(ペーパースラッジ)の焼却施設を増設するものである。

表 1-3-1 に示すとおり、岳南第一製紙協同組合等との合併により必要とされる処理能力は 945t/日となるため、計画施設の処理能力を 600t/日とし、計 960t/日の処理能力とする。

表 1-3-1 合併後の処理能力と対象事業計画

合併後の処理能力		⇒	対象事業計画	
既存施設	岳南第一製紙協同組合等 ^{※1}		既存施設	計画施設
540t/日 (180t/日×3基)	405t/日		360t/日 (180t/日×2基 ^{※2})	600t/日
計 945t/日			計 960t/日	

※1 岳南第一製紙協同組合 (305t/日) とその他事業場 (100t/日) の合計

※2 既存施設 3 基の内、1 基は予備とする。

2. 対象事業の内容

(1) 対象事業の実施場所

静岡県富士市桑崎字山寺 495 番地 1

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設(焼却施設の変更の事業)

(3) 対象事業の規模

a. 計画施設

焼却施設：処理能力 600 t / 日

b. 処理対象物

汚泥(ペーパースラッジ)

(4) 対象事業実施区域

事業実施位置は、図 1-3-1 及び図 1-3-2 に示すとおりであり、富士山、愛鷹山山麓の緩やかな傾斜地に位置している。計画面積は、約 0.8ha である。なお、周辺の山林は開発しない。

(5) その他の対象事業の内容に関する事項

a. 焼却施設の概要

① 焼却施設の設備概要

焼却施設の設備概要は、表 1-3-2 に示すとおりである。

表 1-3-2 焼却施設の設備概要

区 分	既 設			新 設
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
処理能力※1	180 t / 日	180 t / 日	180 t / 日	600 t / 日
設 置 数	1 基	1 基	1 基	1 基
形 式	流動床炉	流動床炉	流動床炉	流動床炉
品 目	汚 泥	汚 泥	汚 泥	汚 泥
運転時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間
年間運転日数	330 日	330 日	330 日	330 日
排ガス量	26,580 Nm ³ /h	26,580 Nm ³ /h	26,580 Nm ³ /h	59,020 Nm ³ /h
排 気 筒	30.0 m(共通)		30.0 m	40.0 m
付帯設備	乾燥施設	乾燥施設	乾燥施設	発電設備※2
工程排水	発生しない	発生しない	発生しない	発生しない
煤塵発生量	40 t / 日	40 t / 日	40 t / 日	120 t / 日
煤塵の処理方法	リサイクル 又は埋立処分	リサイクル 又は埋立処分	リサイクル 又は埋立処分	リサイクル 又は埋立処分
排ガス対策	バグフィルター	バグフィルター	バグフィルター	バグフィルター
搬入車両	90 台 / 日			120 台 / 日※3
操業年月	昭和 55 年 12 月	昭和 55 年 12 月	平成 4 年 12 月	—

※1 No.1～No.3 焼却施設のうち、1 基は点検で停止するため、常時稼働する焼却施設の能力は 960 t / 日となる。

※2 発電設備の能力は、2,400kW(方法書)だったが、詳細設計の結果 2,450kWを計画している。

※3 既設・新設の搬入車両の合計が 120 台 / 日 (既設 : 90 台 / 日、新設 30 台 / 日)

※4 方法書の提出後に行った詳細設計の結果、排ガス量 (約 55,000 Nm³/h→59,020 Nm³/h)・搬入車両 (70 台 / 日→120 台 / 日)・発電設備の能力が増加した。

② 焼却施設(既設)のばい煙発生状況

焼却施設(既設)のばい煙発生状況は、表 1-3-3 に示すとおりである。

表 1-3-3 焼却施設(既設) のばい煙発生状況

測定項目・号機		測定年月								
		平成 24 年			平成 25 年			平成 26 年		
		2 月	8 月	11 月	2 月	8 月	11 月	3 月 ^{※1}	9 月 ^{※2}	11 月
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³)	1	0.087	0.094	0.12	0.043	0.051	0.044	0.040	0.071	0.030
	2	0.046	0.058	0.13	0.019	0.071	0.007	0.056	0.043	0.090
	3	0.065	0.083	0.089	0.035	0.014	0.025	0.023	0.024	0.025
硫黄酸化物 (ppm)	1	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0
	2	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0
	3	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0	<2.0
ばいじん (g/m ³)	1	0.010	0.010	0.010	0.025	—	0.038	0.010	0.023	0.01
	2	—	0.010	0.013	0.012	—	0.010	0.017	0.047	0.11
	3	0.048	—	0.010	0.047	—	0.010	0.042	<0.01	0.011
塩化水素 (ng/m ³)	1	<5.0	<5.0	—	<5.0	<5.0	—	<5.0	<5.0	—
	2	<5.0	5.4	—	<5.0	<5.0	—	<5.0	<5.0	—
	3	<5.0	<5.0	—	<5.0	<5.0	—	<5.0	<5.0	—
窒素酸化物 (ppm)	1	46	55	57	49	72	44	47	39	45
	2	42	59	39	43	56	69	59	47	48
	3	48	36	48	47	54	71	60	50	59

※1 平成 26 年 2 月に設備の不具合が判明し、修理(平成 26 年 3 月 4 日)後に測定を行なった。

※2 平成 26 年 8 月下旬に行う予定だったが、ろ布のトラブルで平成 26 年 9 月上旬に測定を行った。

b. 公害防止

当該事業場から発生する二次公害を防止するため、最新の技術を採用し、公害防止関係法令を遵守する。

c. 安全衛生管理

建築基準法、消防法等の関連法規に準拠し、災害要因(特に地震、火災、台風)に対する安全性に十分留意する。

環境に関する関連法規に準拠して安全・衛生設備を完備するとともに、作業環境を良好な状態に保つよう空調換気、騒音・振動防止、粉じんの飛散防止、必要な照度の確保及び適切なスペースの確保に留意する。

d. 省エネルギー

排出ガスの余熱を回収し、既存焼却炉では行っていなかった発電を行う。また、低熱量のペーパーラッジ（P S）を焼却するために排出ガスの余熱を炉内に再度循環させ、効率の良い燃焼を行う。

e. 用水

富士市は「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づく規制地域であるため、地下水の使用許可を得ている。今後、自家用井戸をボイラー水及び冷却水として使用する計画である。使用量は、最大5 m³/日を計画している。

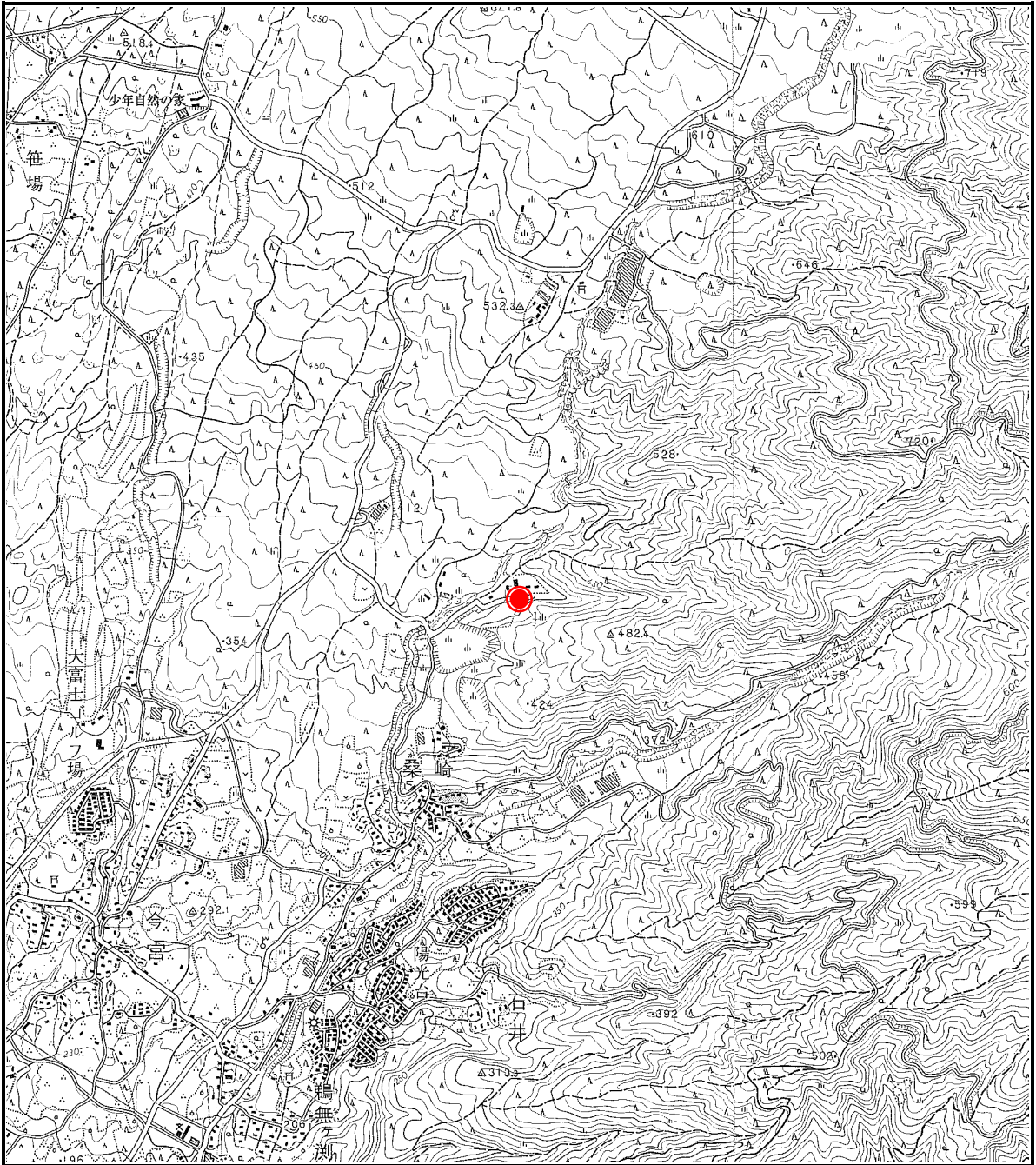
f. 排水処理

生活排水は変更しないため、既存の処理施設にて処理する計画である。


雨水排水は事業実施後の流量断面が確保されているため、既存の雨水排水路を経由して千束川に放流する計画である。

工事排水は、土砂流出を防止するため、沈砂槽を設置し、上澄水を放流する。特に濁水の発生が予想される場合はシート等により裸地を被覆し、濁水の発生を防止する。

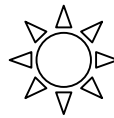
なお、施設稼働に伴う排水は無い。



凡例

	事業実施位置
---	--------

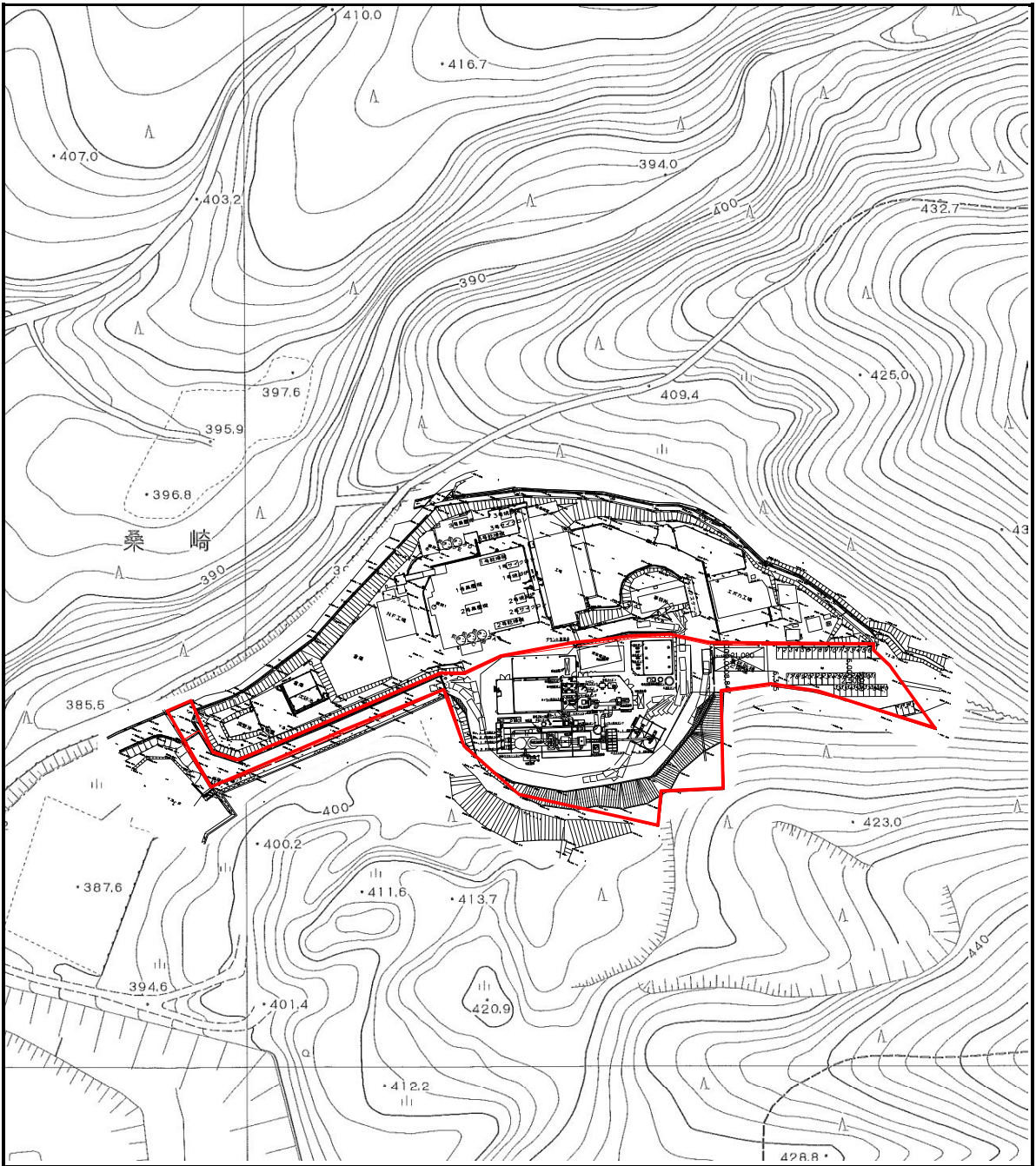
N




0 500 1,000m

1: 25,000

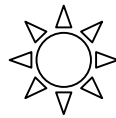
図 1-3-1 事業予定地の位置



凡例

 事業実施区域

N



0 50 100m

1: 2, 500

图 1-3-2 事業実施区域

1. 4 環境影響評価手続きの経緯

環境影響評価手続きのこれまでの経緯を表 1-4-1 に示す。

表 1-4-1 環境影響評価手続きの経緯

方法書送付	平成 24 年 12 月 21 日
方法書縦覧	公告：平成 24 年 12 月 27 日 縦覧：平成 24 年 12 月 28 日～平成 25 年 1 月 28 日
意見書の提出期間	期限：平成 25 年 2 月 12 日
意見概要の送付	平成 25 年 2 月 14 日
富士市長意見	平成 25 年 2 月 25 日
審査会意見	平成 25 年 5 月 10 日
静岡県知事意見	平成 25 年 5 月 14 日
調査実施計画書の送付	平成 25 年 9 月 9 日
準備書の送付	平成 27 年 3 月 2 日
準備書縦覧	公告：平成 27 年 3 月 12 日 縦覧：平成 27 年 3 月 13 日～4 月 12 日
準備書の説明会の開催	平成 27 年 3 月 23 日
意見提出期間	期限：平成 27 年 4 月 27 日
意見の概要の送付	平成 27 年 5 月 20 日
富士市長意見	平成 27 年 6 月 12 日
静岡県知事意見	平成 27 年 9 月 16 日
評価書送付	平成 27 年 12 月 22 日
評価書縦覧	公告：平成 27 年 12 月 24 日 縦覧：平成 27 年 12 月 25 日～平成 28 年 1 月 26 日

1. 5 工事計画

工事工程表を表 1-5-1 に示す。

表 1-5-1 工事工程表

工事内容	平成28年			平成29年			平成30年			平成31年							
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
工事内容																	
防災・道路付帯・排水工・擁壁工事																	
事務所棟新築工事																	
開発行為検査・制限解除・確認申請・事務所移設・進入道路工事																	
プラント工事・建築工事																	
仮設準備工事																	
沈砂槽																	
土工事																	
擁壁工事																	
法面工・仕上																	
構備（建築組立等） 杭打・掘削工事（建築の土工）																	
工場棟本体工事																	
排気筒工事																	
機械器具工事																	
電気計装工事																	
外構工事																	
開発行為検査・建築検査・公害確認・消防検査																	
場内整備工事																	
県使用前検査																	
本運転（作用）																	

第2章 事後調査計画等

第2章 事後調査計画等

本事業の実施にあたっては、事業予定地及びその周辺地域の環境保全を図るとともに、予測・評価の条件及びその結果の確認等のために事後調査を実施する計画である。

2.1 事後調査計画

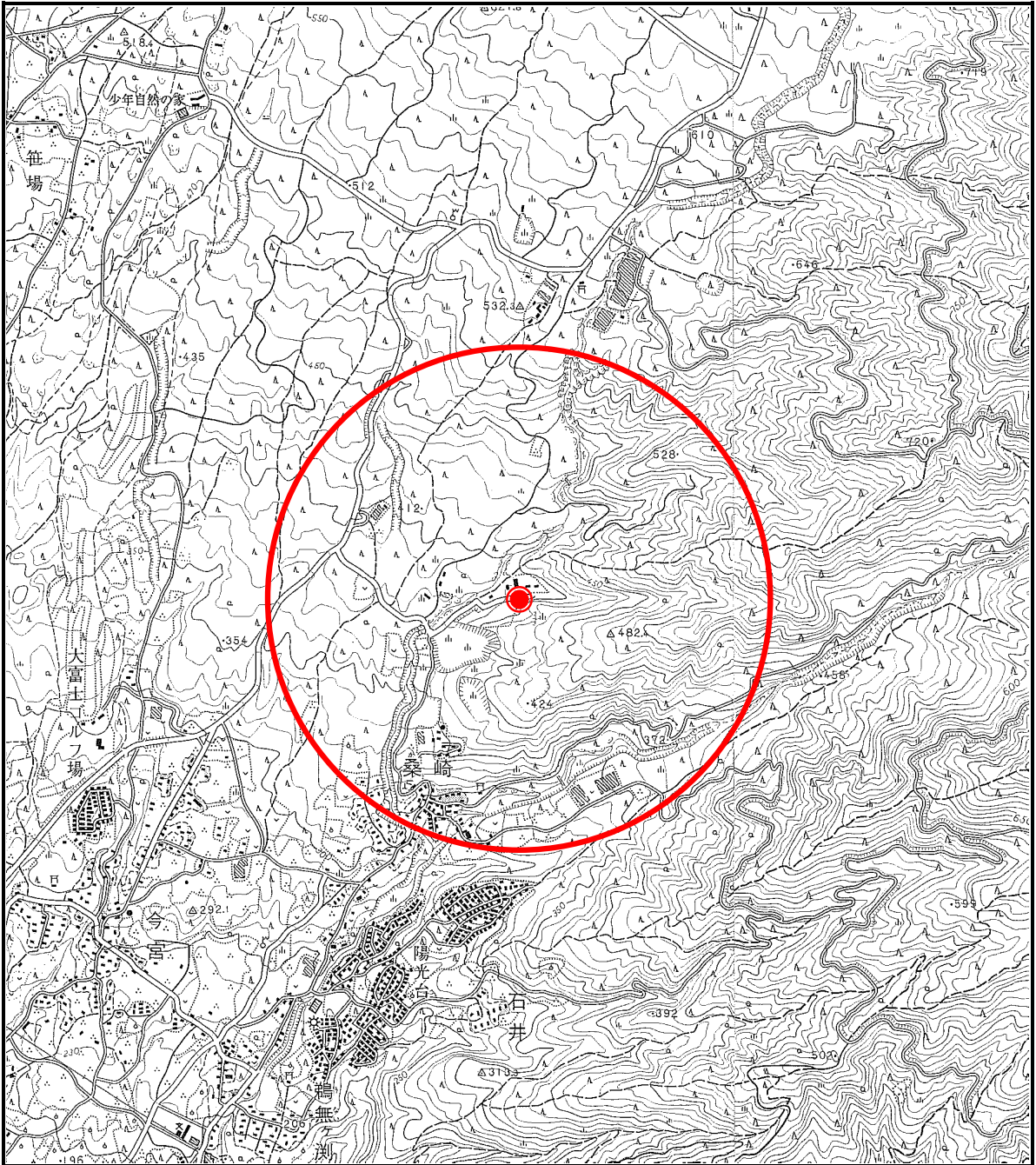
事後調査の目的と実施理由を表2-1-2（工事の実施時）、表2-1-3（土地又は工作物の存在及び供用時）に示す。

なお、評価書の提出後に追加調査を行った結果、注目すべき種（動植物）が新たに確認されたため、エビネ、クロヤツシロランと併せて事後調査を行うこととした。

注目すべき種（動植物）の確認状況は表 2-1-1 及び図 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-1 新たに確認された貴重種（動植物）

項目	種名	注目すべき種の選定基準
植 物	キンラン	環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類（VU） 静岡県レッドリスト：準絶滅危惧（NI）
	エンシュウムヨウラン	静岡県レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類（VU）
動 物	カジカガエル	静岡県レッドリスト：準絶滅危惧（NI）



凡 例

●	事業実施位置
○	事業実施位置を中心とする半径 1,000m の範囲

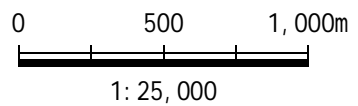
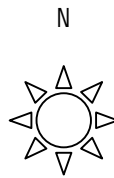


図 2-1-1 新たに確認された貴重種 (動植物)

表2-1-2 事後調査の目的と実施理由（工事の実施時）

項目	細項目	目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度※1	環境の保全のための措置の実施状況の確認※2	その他	
発生源調査					
発生源 確認 調査 強度	工事計画確認調査	—	—	○	評価書で想定した工事計画と工事の進捗状況を確認し、必要に応じて各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、工事計画に関する調査を実施する。
	建設機械騒音	—	○	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測したが、評価書に示した環境保全措置（評価書5-2-25頁、防音シートを設置等）について、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証する。
	建設機械振動	—	—	○	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、建設機械の稼働に伴う振動は主な環境影響要因の一つであるため、振動の主要発生源（評価書5-3-8頁・表5-3-7）が実際に稼働した状況と予測・評価結果とを比較検証する。
環境調査					
騒音 振動 交通量	工事用資材等の搬出入	—	○	—	評価書に示した環境保全措置（評価書5-2-24頁・5-3-17頁、搬出入が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める等）について、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証する。
	建屋工事等による建設機械の稼働（水の濁り）	—	—	○	評価書の提出後に追加調査を行った結果、工事排水の放流先（千束川）でカジカガエルの生息が確認されたため、工事排水によるカジカガエルへの影響を検証する。
予測・評価の再検討		事後調査結果（発生源調査・環境調査）と評価書の予測・評価結果や環境保全目標との整合性が図られているかを検証し、必要に応じて予測・評価の再検討を行う。			

※1 評価書時に予測条件とした工事計画（使用する建設機械とその台数、資材等運搬車両の台数等）が、今後の工事計画により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

※2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証するものである。

表2-1-3 (1/2) 事後調査の目的と実施理由 (土地又は工作物の存在及び供用時)

項目	細項目	目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度※1	環境の保全のための措置の実施状況の確認※2	その他	
発生源調査					
発生源強度確認調査	施設計画確認調査	—	—	○	評価書で想定した施設計画と竣工した施設内容、環境保全計画 (環境の保全のための措置の内容) を確認し、必要に応じて各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画に関する調査を実施する。
	ばい煙調査	—	—	○	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、施設の稼働に伴うばい煙は主な環境影響要因の一つであるため、実際に稼働した状況と予測・評価結果とを比較検証する。
	施設稼働騒音	—	○	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、評価書に示した環境保全措置 (評価書5-2-25頁、防音壁の高さの変更等) について、その効果によって環境保全目標との整合性が図られているかを検証する。
	施設稼働振動	—	—	○	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、施設の稼働に伴う振動は主な環境影響要因の一つであるため、振動の主要発生源 (評価書5-3-12頁・表5-3-9) が実際に稼働した状況と予測・評価結果とを比較検証する。
	施設からの悪臭	—	○	—	評価書に示した環境保全措置 (評価書5-4-7頁、投入扉やエアカーテンの設置による悪臭漏洩の防止等) について、その効果によって環境保全目標との整合性が図られているかを検証する。
予測・評価の再検討		事後調査結果 (発生源調査) と評価書の予測・評価書の予測・評価の再検討を行う。			

※1 評価書時に予測条件とした施設計画 (施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調、廃棄物運搬車両台数等) が、今後の施設計画により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

※2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合性が図られているかを検証するものである。

表2-1-3 (2/2) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

項目	細項目	目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度※1	環境の保全のための措置の実施状況の確認※2	その他	
環境調査					
大気質	排気筒からの排出ガス（環境大気質）	—	—	○	人家への排出ガス等の流入が懸念されることから、最寄りの人家付近で環境保全目標（評価書5-1-58頁）を達成しているかを確認する。
	廃棄物運搬車両の搬入騒音	—	○	—	評価書に示した環境保全措置（評価書5-2-25頁、搬入が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める等）について、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証する。
騒音	施設稼働騒音	—	○	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、評価書に示した環境保全措置（評価書5-2-25頁、防音壁の高さの変更等）について、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証する。
	廃棄物運搬車両の搬入振動	—	○	—	評価書に示した環境保全措置（評価書5-3-18頁、搬入が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める等）について、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証する。
振動	施設稼働振動	—	—	○	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、施設の稼働に伴う振動は主な環境影響要因の一つであるため、振動の主要発生源（評価書5-3-12頁・表5-3-9）が実際に稼働した状況と予測・評価結果とを比較検証する。
	廃棄物運搬車両の搬入	—	○	—	評価書に示した環境保全措置（評価書5-2-25頁・5-3-18頁、搬入が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める等）について、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証する。
臭い	施設からの悪臭	—	—	○	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、局所的な排出ガスの滞留や人家付近への流入が懸念されるため、環境保全目標（評価書5-4-6頁、臭気指数10未満）を満たしているかを検証する。
植物	排気筒からの排出ガス（環境大気質）	—	—	○	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測したが、局所的な排出ガスの滞留が懸念されるため、排出ガスの滞留状況と滞留による植物への影響を検証する。
	施設の稼働（排水）	—	—	○	評価書の提出後に追加調査を行った結果、施設排水の放流先（千束川）でカジガエルの生息が確認されたため、施設排水（生活排水・雨水排水）によるカジガエルへの影響を検証する。
動物	予測・評価の再検討	事後調査結果（環境調査）と評価書の予測・評価の再検討			事後調査結果（環境調査）と評価書の予測・評価の再検討を行う。

※1 評価書時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調、廃棄物運搬車両台数等）が、今後の施設計画により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

※2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているかを検証するものである。

2. 2 事後調査計画等の内容

1. 工事の実施

工事の実施における事後調査計画の内容は、表2-2-1及び表2-2-2に示すとおりである。

表2-2-1 事後調査計画（工事の実施時 発生源調査）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
工事計画確認調査		工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	—	【調査時期】 建設工事中 【調査方法】 工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況の記録の把握・集計による方法
発生源強度確認調査	建設機械騒音 建設機械振動	騒音レベル 振動レベル	事業実施位置の敷地境界 (図2-2-1)	【調査時期】 建設機械の稼働に伴う騒音が最大と考えられる時期 【調査頻度】 1日間（平日）×8時～17時 【調査方法】 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法 「振動規制法施行規則（別表第一）」に定める方法
予測・評価の再検討		工事中の環境要素	—	評価書で予測条件とした事業内容と実際の工事の内容を比較検討し、変更内容を明らかにする。また、必要に応じて予測評価を行い、評価書の予測・評価結果との比較を行う。

表2-2-2 事後調査計画（工事の実施時 環境調査）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
騒音振動交通量	工所用資材等の搬出入	騒音レベル 振動レベル 交通量	工所用資材等の運搬車両が集中する沿道 (図2-2-2)	【調査時期】 工所用資材等の運搬車両の走行が最大と考えられる時期 【調査頻度】 1日間（平日）×24時間 【調査方法】 「騒音に係る環境基準について」に定める方法 「振動規制法施行規則（別表第二）」に定める方法 「カウンター計測」による方法
動物	建屋工事等による建設機械の稼働 (水の濁り)	カジカガエル	事業実施位置を中心とする半径500mの範囲 (図2-2-2)	【調査時期】 工事期間中（5月～7月） 【調査方法】 「カジカガエル」の生息状況を確認する。
予測・評価の再検討		工事中の環境要素	—	評価書で予測条件とした事業内容と実際の工事の内容を比較検討し、変更内容を明らかにする。また、必要に応じて予測評価を行い、評価書の予測・評価結果との比較を行う。

2. 環境監視計画

(1) 工事の実施

工事の実施において計画している環境監視は表2-2-3に示すとおりである。

この環境監視は、本準備書で予測・評価を行った水質（水の濁り）について、工事事業者が実施するものである。

表2-2-3 環境監視計画（工事の実施時）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
水質	建屋工事等による建設機械の稼働	pH SS	工事排水の処理施設（計量槽）	【調査時期】 コンクリート工事施工後 【調査方法】 pHはコンクリート工事施工後に作業員による計測を数回実施する。 SSは定期的に作業員又は自動警報機器で測定する。 計量槽における計測結果が自主管理値（表2-2-4）の範囲内であればそのまま放流する。範囲外であれば凝集剤及び中和剤を直接投入し、再確認後に放流する。
選定理由	コンクリート工事施工時にアルカリ排水が放流される可能性があるため。			

表 2-2-4 自主管理値

	自主管理値	省令規定	静岡県の上乗せ基準
pH（－）	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
SS（ng/L）	80	200	80

注）静岡県の上乗せ基準は、特定施設（既存パルプ工場）が受ける田子の浦水域の基準を示す。なお、本施設は規制対象外のため、上記上乗せ基準は適用されない。

3. 土地又は工作物の存在及び供用

土地又は工作物の存在及び供用時における事後調査計画の内容は、表2-2-5及び表2-2-6に示すとおりである。

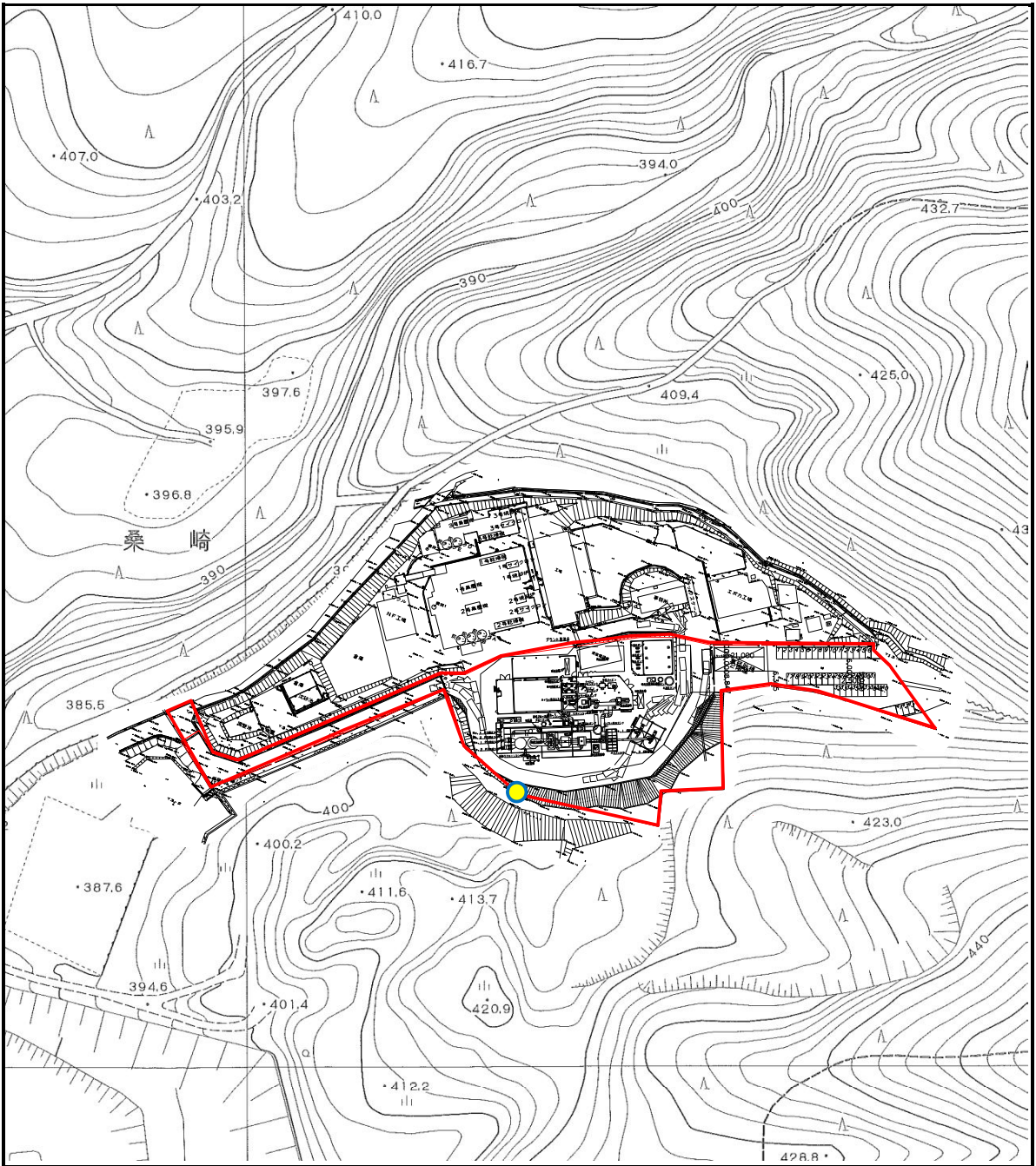
表2-2-5 事後調査計画（土地又は工作物の存在及び供用時 発生源調査）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
施設計画確認調査		施設計画、環境保全計画の内容	—	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時 【調査方法】 施設計画、環境保全計画の内容の把握・集計による方法
発生源強度確認調査	ばい煙調査	硫酸塩化物 ばいじん 窒素酸化物 塩化水素 ダイオキシン類	排気筒 (各炉)	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時（3回） 【調査方法】 「大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法」に規定する方法等
	施設稼働騒音 施設稼働振動	騒音レベル 振動レベル	事業実施位置の敷地境界 (図2-2-3)	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時 2日間（平日・休日）×24時間 【調査方法】 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法
	施設からの悪臭	臭気指数	排気筒 (各炉) 事業実施位置の敷地境界 (図2-2-3)	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時（1回） 【調査方法】 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法
予測・評価の再検討		存在・供用時の環境要素	—	評価書で予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討し、変更内容を明らかにする。また、必要に応じて予測評価を行い、評価書の予測・評価結果との比較を行う。



表2-2-6 事後調査計画（土地又は工作物の存在及び供用時 環境調査）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大気質	排気筒からの排出ガス（環境大気質）	硫黄酸化物 ばいじん 窒素酸化物 塩化水素 ダスト類	現地調査地点 （図2-2-4） 事業実施位置最寄りの人家付近（桑崎公民館） （図2-2-5）	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時 4季×各7日間連続測定 【調査方法】 「大気の汚染に係る環境基準について」 「二酸化窒素に係る環境基準について」 「大気汚染物質測定法指針」 「ダイオキシン類に係る大気環境調査」 「地上気象観測指針」に定める方法
騒音振動	廃棄物運搬車両の搬出入	騒音レベル 振動レベル 交通量	資材（廃棄物）等の運搬車両が集中する沿道 （図2-2-5）	【調査時期】 資材（廃棄物）等の運搬車両の走行が最大と考えられる時期 【調査頻度】 1日間（平日）×24時間 【調査方法】 「騒音に係る環境基準について」 「振動規制法施行規則（別表第二）」 「カウンター計測」に定める方法
	施設稼働騒音 施設稼働振動	騒音レベル 振動レベル	事業実施位置最寄りの人家 （図2-2-5）	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時 2日間（平日・休日）×24時間 【調査方法】 「騒音に係る環境基準について」 「振動規制法（別表第二）」に定める方法
臭い	施設からの悪臭	臭気指数	事業実施位置最寄りの人家 （図2-2-5）	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時（1回） 【調査方法】 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法
植物	排気筒からの排出ガス（環境大気質）	エビネ クロヤツシロラン	事業実施位置及び周辺 （図2-2-6）	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時 （5月、6月、10月、11月） 【調査方法】 「エビネ」「クロヤツシロラン」「キンラン」「エンシュウムヨウラン」の生育状況を確認する。
		キンラン エンシュウムヨウラン	事業実施位置を中心とする半径1,000mの範囲 （図2-2-7）	
動物	施設の稼働（排水）	カジカガエル	事業実施位置を中心とする半径500mの範囲 （図2-2-8）	【調査時期】 施設の稼働が定常の状態に達した時（5月～7月） 【調査方法】 「カジカガエル」の生息状況を確認する。
予測・評価の再検討		存在・供用時の環境要素	—	評価書で予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討し、変更内容を明らかにする。また、必要に応じて予測評価を行い、評価書の予測・評価結果との比較を行う。

注) 「キンラン」「エンシュウムヨウラン」「カジカガエル」は評価書には記載されていないが、追加調査で生育・生息が確認されたため、事後調査を行う。



凡例

	事業実施位置
	事業実施位置の敷地境界 (騒音・振動レベル)

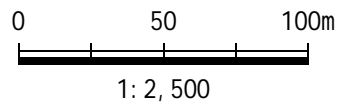
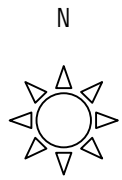
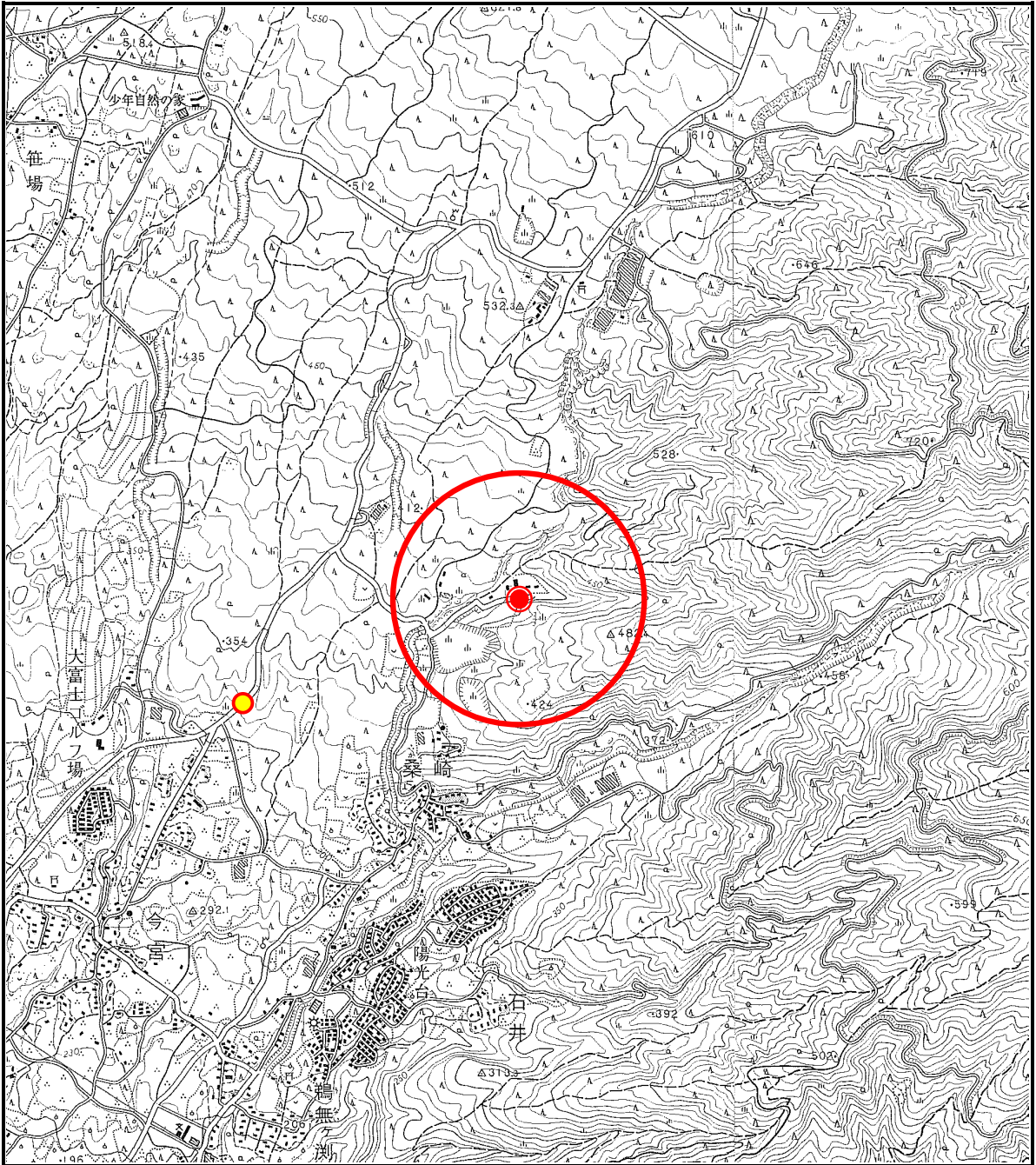





図 2-2-1 事後調査地点位置図
(工事の実施時 発生源調査)



凡例

	事業実施位置
	工事用資材等の運搬車両が集中する沿道 (騒音・振動レベル、交通量)
	カジカガエルの調査範囲 (事業実施位置を中心とする半径 500mの 範囲)

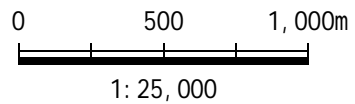
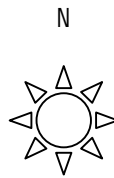
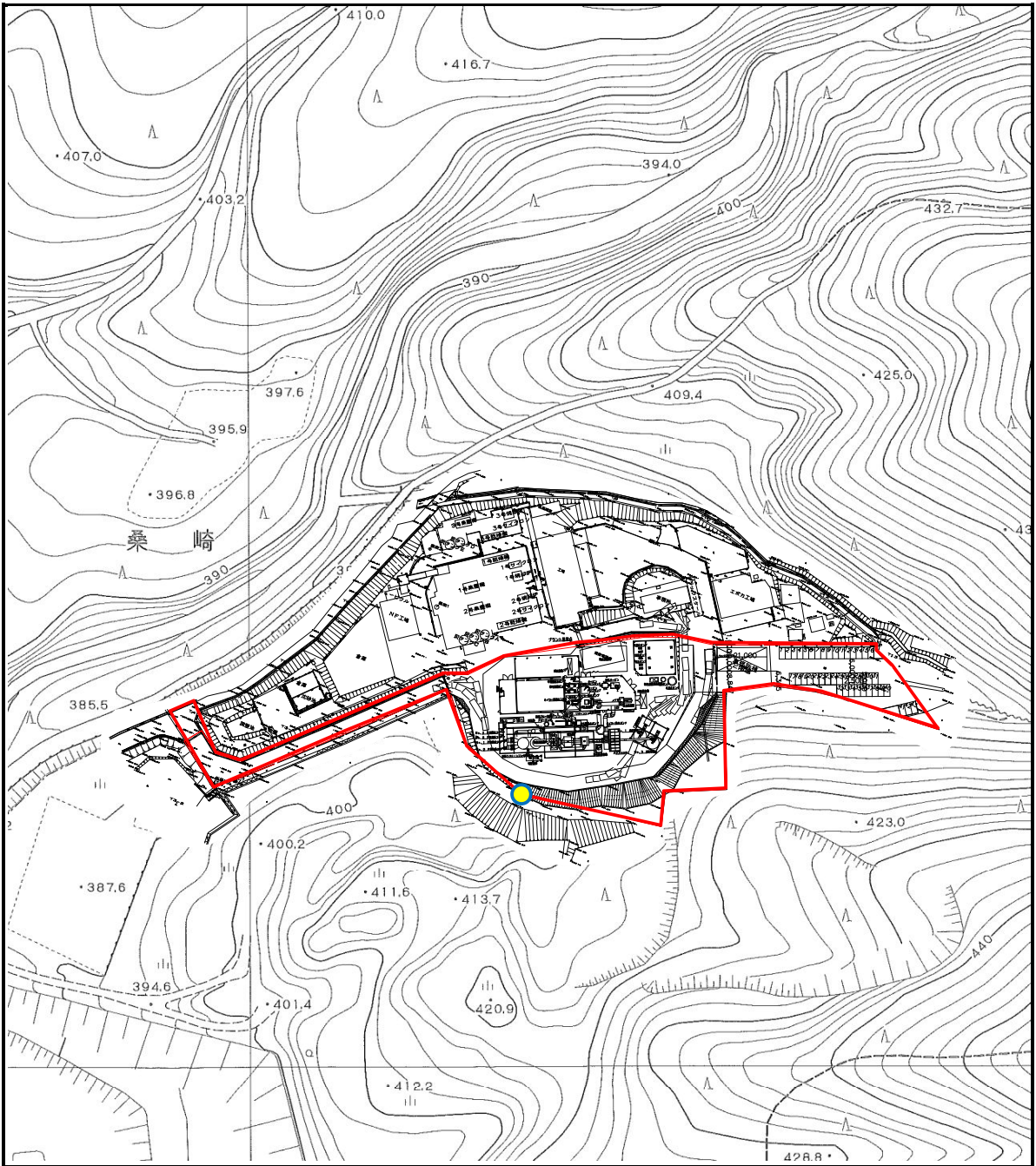




図 2-2-2 事後調査地点位置図
(工事の実施時 環境調査)



凡例

	事業実施位置 排気筒（各炉）で排ガス測定
	事業実施位置の敷地境界 （騒音・振動レベル、臭い）

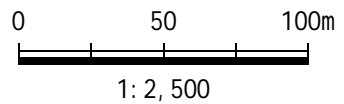
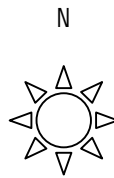
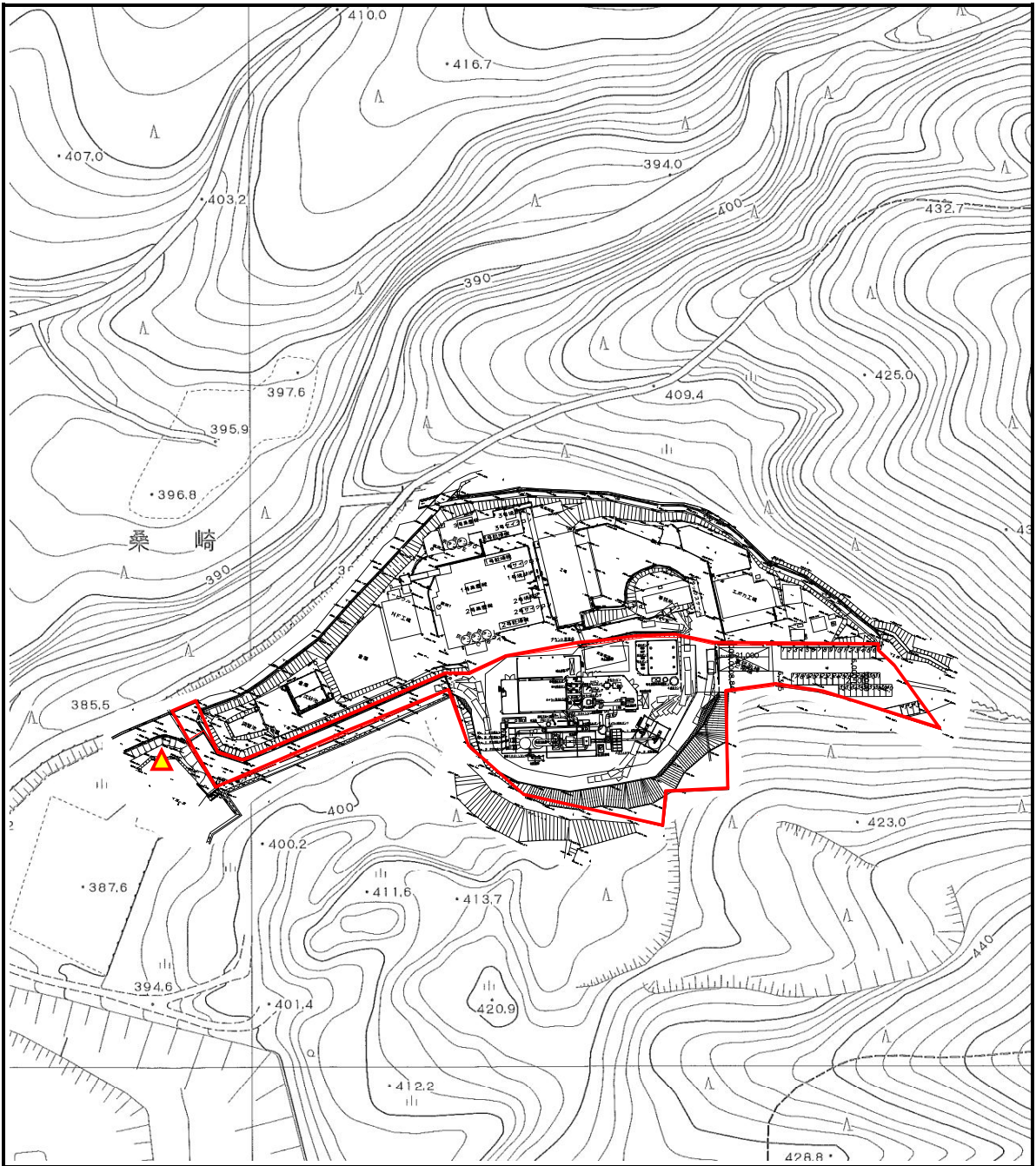




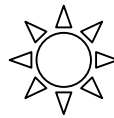
図 2-2-3 事後調査地点位置図
（供用時 発生源調査）



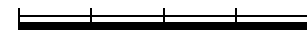
凡例

	事業実施位置
	現地調査地点 (大気質)

N

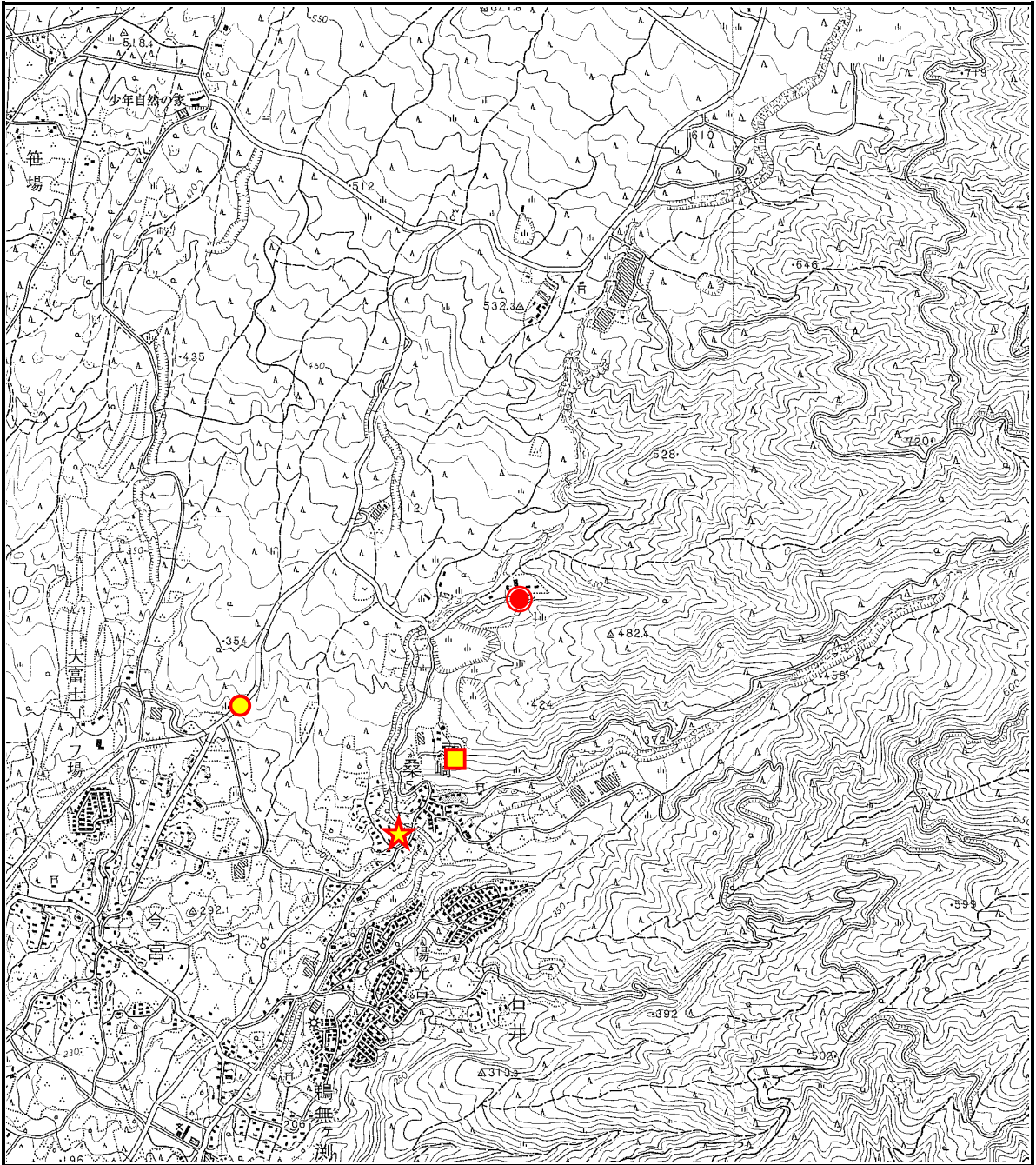


0 50 100m







1: 2, 500

図 2-2-4 事後調査地点位置図
(供用時 環境調査)



凡 例

	事業実施位置
	事業実施位置最寄りの人家付近（桑崎公民館） （大気質）
	事業実施位置最寄りの人家 （騒音・振動レベル、臭い）
	資材（廃棄物）等の運搬車両が集中する沿道 （騒音・振動レベル、交通量）

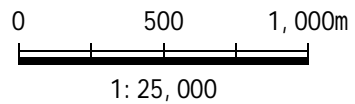
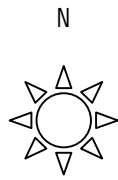


図 2-2-5 事後調査地点位置図
（供用時 環境調査）

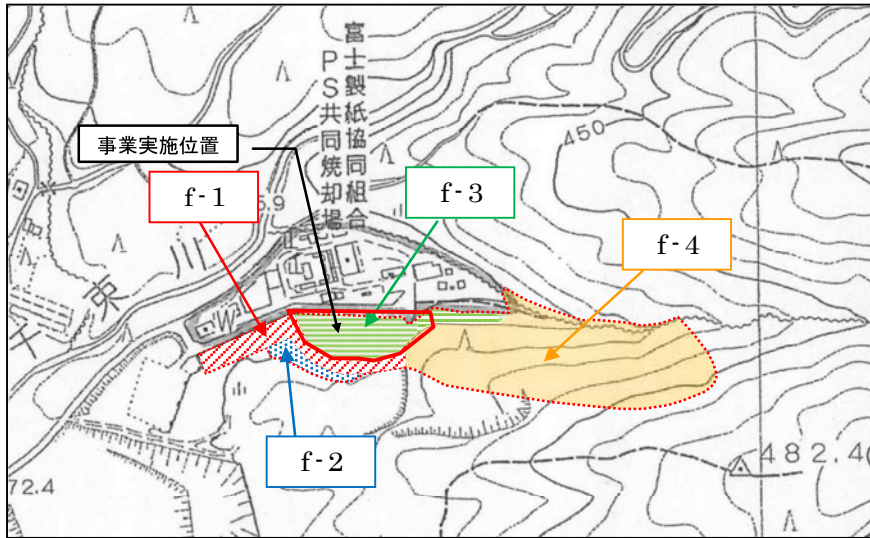




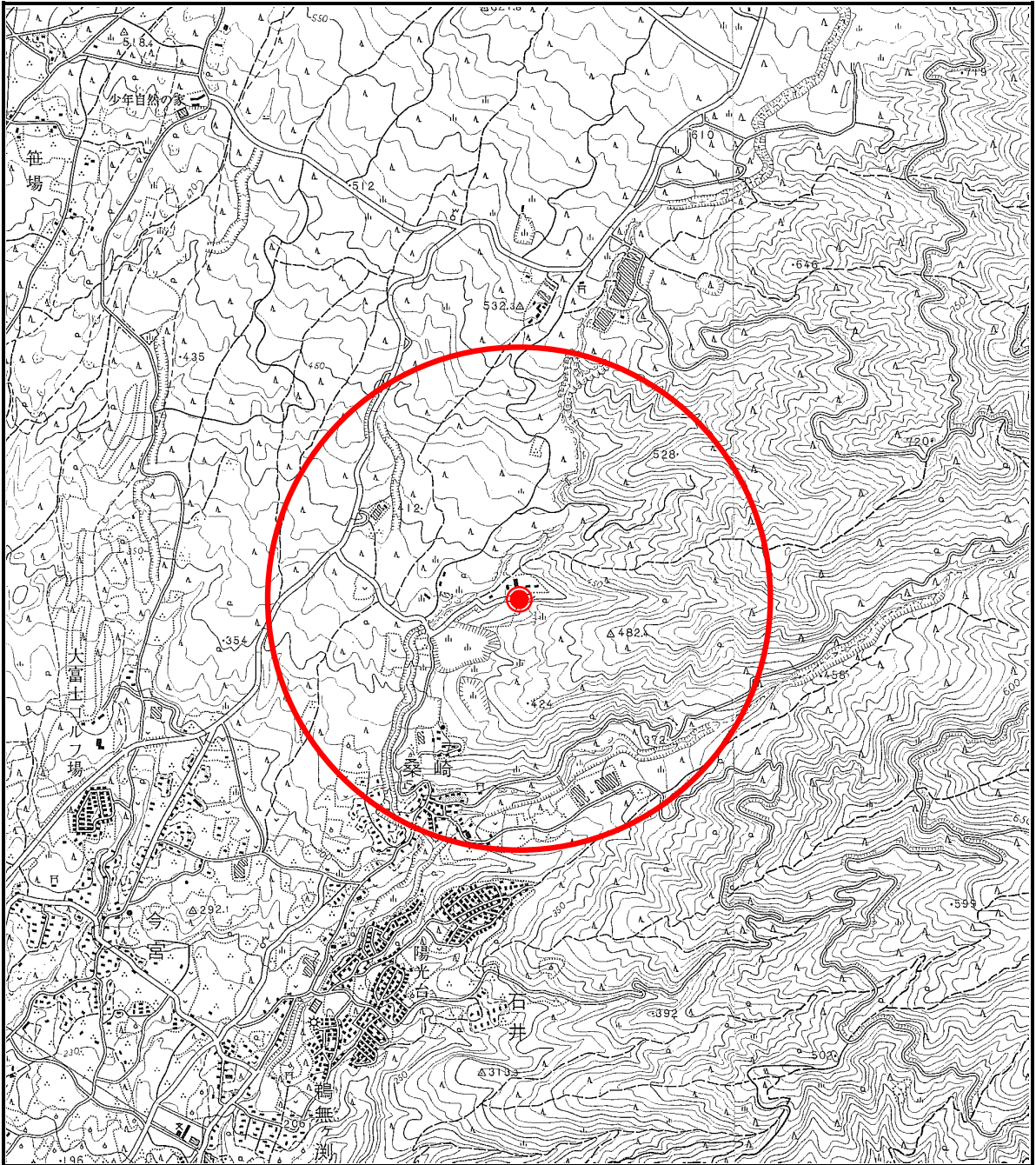




図 2-2-6 エビネ・クロヤツシロランの事後調査地点位置図（供用時 環境調査）

凡 例	区分	現地調査範囲の環境
	f-1	ヒノキ人工林、間伐、枝打ち
	f-2	調査地上部の埋立地
	f-3	空き地 草木類が侵入し繁茂 キク科植物が目立つ
	f-4	人工林(50年生) 放置林のため、樹幹は細い



凡 例

- | | |
|---|--|
|  | 事業実施位置 |
|  | キンラン・エンシュウムヨウランの調査範囲
(事業実施位置を中心とする半径 1,000mの
範囲) |

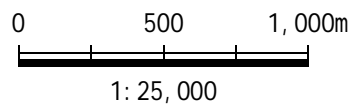
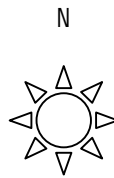
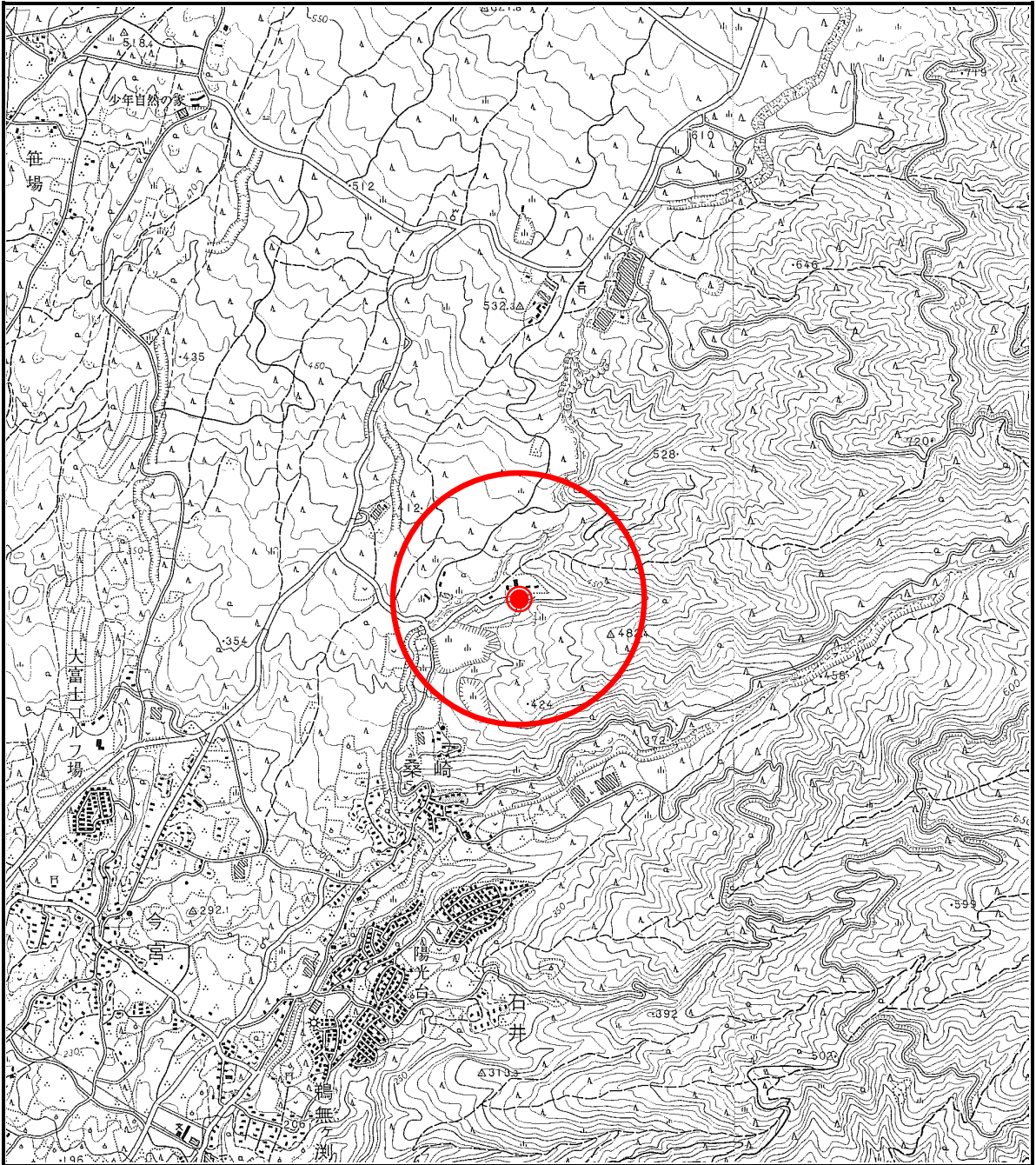




図 2-2-7 事後調査地点位置図
(供用時 環境調査)



凡例

	事業実施位置
	カジカガエルの調査範囲 (事業実施位置を中心とする半径 500mの範囲)

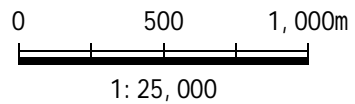
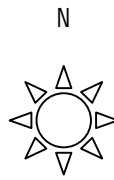


図 2-2-8 事後調査地点位置図
(供用時 環境調査)

2. 3 事後調査結果の検討方法

1. 検討方法

事後調査によって得られた結果をもとに、評価書で記載した環境影響評価との比較検討を行う。

なお、事後調査を実施する中で、貴重種の発見など、想定外の問題等が生じた場合には、それに対する対応策を実施し、事後調査報告書に記載する。

2. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合における対応

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、本事業が原因となっているものについては、関係機関との協議の上、速やかに環境保全措置を講じる。

2. 4 事後調査報告書の提出時期等

事後調査報告書は、工事中に伴う調査の実施後と供用後に行う調査の実施後の2回に分け、調査実施後速やかにとりまとめ、静岡県へ提出する。

なお、本事業が長期にわたることから、計画の変更に伴う予測・評価の再検討結果など、必要な報告も行う。

2. 5 事業者以外のものが把握する環境の状況に関する情報とその要請方法及び内容

現段階において計画していない。

2. 6 事後調査の実施者

事後調査を実施する者の名称及び住所は以下のとおりである。

1. 大気質・騒音・振動・臭い

名 称：東邦化工建設株式会社

代表者氏名：代表取締役 八木 匡

所 在 地：静岡県駿東郡長泉町上土狩字高石 234 番地

2. 動植物

名 称：環境企画エンジニアリング株式会社

代表者氏名：渡辺 佐一郎

所 在 地：静岡県富士市富士岡 278 番地 1